

◇「上尾市立中学校給食共同調理場運営委員会委員」関係法令

●上尾市立中学校給食共同調理場条例（平成4年上尾市条例第35号）

（運営委員会）

第4条 共同調理場の運営に関する重要な事項を調査審議するため、上尾市立中学校給食共同調理場運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会の委員は、12人以内とし、上尾市教育委員会がこれを委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

●上尾市立中学校給食共同調理場運営委員会規則（平成4年上尾市教育委員会規則第15号）

（趣旨）

第1条 この規則は、上尾市立中学校給食共同調理場条例（平成4年上尾市条例第35号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、上尾市立中学校給食共同調理場運営委員会（以下「運営委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 運営委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 年間事業計画に関すること。
- (2) 学校給食費に関すること。
- (3) その他運営上必要と認めること。

（委員の委嘱等）

第3条 条例第4条第2項の規定による運営委員会の委員の委嘱又は任命は、次に掲げる者のうちから、これを行う。

- (1) 市立中学校（以下「中学校」という。）の校長
- (2) 中学校PTA会長
- (3) 中学校給食主任
- (4) 中学校の学校医
- (5) 中学校の学校薬剤師
- (6) 保健所職員

（会長及び副会長）

第4条 運営委員会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は前条第1号に掲げる者につき任命された委員のうちから、副会長は委員のうちから、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 運営委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 運営委員会の会議は、年3回定例に開催する。ただし、会長が必要であると認めるときは、臨時に開催することができる。

（庶務）

第6条 運営委員会の庶務は、上尾市立中学校給食共同調理場において処理する。

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

◇上尾市立中学校給食共同調理場運営委員会委員 名簿

任期：平成22年4月1日から平成24年3月31日まで

選出区分	氏名	役職名等	備考
1号委員	長谷川 隆	上尾市立太平中学校長	
	向井 祥一	上尾市立西中学校長	
	山下 文孝	上尾市立東中学校長	
	山田 明	上尾市立大谷中学校長	
2号委員	荒井 幹夫	上尾市立瓦葺中学校PTA会長	
	笹本 義夫	上尾市立大石南中学校PTA会長	
3号委員	小島 知子	上尾市立東中学校教諭	
	齋島 弘美	上尾市立大石南中学校教諭	
	齋島 美枝子	上尾市立瓦葺中学校教諭	
4号委員	今村恵一郎	学校医	
5号委員	篠塚 理恵	学校薬剤師	
6号委員	関 智子	埼玉県立鴻巣保健所主任	